

第 1 8 回総会議事録

(令和 3 年 1 2 月 2 2 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第18回総会議事録

- 1 日時及び場所
令和3年12月22日（水） 午後2時00分開会 午後4時20分閉会
戸塚区役所 8階大会議室A B
- 2 出席及び欠席委員の氏名
委員総数 25名 出席委員 23名
（農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名）
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名
なし
- 5 議事の要領
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

○議長 第18回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は23名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第18回総会を開会いたします。議事録署名人は、高橋孝至委員と野渡リツ子委員にお願いします。

○議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。第1号議案第13号は、第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』の第34号と関連があるため、第4号議案を先に審議することとします。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第34号を朗読>

○青木委員 県立瀬谷西高等学校から北西に約160mの調整白地1筆です。少なくとも平成20年ごろから管理されておらず、山林となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第34号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

- 議長 総員挙手と認め、第4号議案第34号については、承認と決定します。
- 議長 次に、第1号議案第13号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第1号議案第13号を朗読>
- 青木委員 上瀬谷小学校から南東に約400mの農用地2筆です。息子への経営移譲のための贈与となります。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
- 第1号議案第13号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
- (総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第1号議案第13号については、許可と決定します。
- 議長 次に、第1号議案第14号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第1号議案第14号を朗読>
- 北村委員 明治学院戸塚グラウンドから北西に約200mの農振白地3筆です。譲受人の息子が就農するため、規模拡大をするものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
- 第1号議案第14号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
- (総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第1号議案第14号については、許可と決定します。
- 議長 次に第2号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第2号議案第10号を朗読>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明及び残高証明により資力があることを確認しています。令和3年11月1日に建築許可申請受付済みです。
- 青木委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
- 相澤推進委員 新橋小学校から北西に約400mの調整白地1筆の一部です。申請者が施設を整備し、事業者に賃貸するものです。申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は畑です。周囲は、東側及び北側を除きブロック等及びフェンスを設置します。場内は建物部分を除き緑地とし、駐車場、駐輪場及びアプローチ部分はコンクリート敷きとします。雨水は自然浸透及び新設柵を通し側溝に放流します。汚水は浄化槽を通し側溝に放流します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- 奥村委員 事業費が1億円とのことですが、建物の面積が40坪で1億円とは土地代が入ったとしても高すぎるのではないのでしょうか。
- ◆事務局 土地は賃借なので土地代は入っておりません。土地の造成と建築費用で約1億円となっております。道路面よりも申請地は上がっている所であり、一部切土があったり、建物も福祉施設ということでエレベーターやトイレなどの設備に費用がかかっているようです。
- 安西健一委員 建物面積はどうなっていますか。
- ◆事務局 建築面積が131.37㎡で1階2階を合わせた延べ床面積は244.28

m²です。

○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第10号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第10号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第13号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明にて資力があることを確認しています。令和3年11月29日に建築許可申請受付済みです。

○青木委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

○相澤推進委員 阿久和小学校から東に約380mの調整白地1筆の一部です。譲受人が使用貸借し自己住宅を建築するものです。申請地の東側は畦畔、西側及び北側は畑、南側は道路です。周囲はコンクリートブロックを3段積みし、場内の建物部分以外は砂利敷き及び土のままとします。雨水は自然浸透、汚水は公共下水管に接続し、処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第13号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第13号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案第14号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第14号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○田中委員 市営地下鉄舞岡駅から北東へ250mの調整白地1筆です。譲受人が土地を購入し、就労継続支援施設を整備、運営するものです。申請地の北側は道路、東側及び南側は畑、西側は墓苑整備の工事中です。周囲は、北側の出入口部を除く3方面はコンクリートブロック2段積、グリッドフェンスで囲います。東側の敷地内通路は砂利敷、北側の入口部はアスファルト舗装とします。雨水は緑地部は自然浸透、U字溝及び、集水桝を新設し、汚水は浄化槽を新設し同様に北側の公共管へ接続します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第14号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第14号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案第15号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第15号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。

申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○横山委員 いずみ野小学校から北西に約100mの農振白地5筆です。譲受人が土地を購入し駐車場に転用するものです。申請地の東側及び西側は道路、北側は資材置場、南側は雑種地です。周囲は鋼板を設置し、場内は砂利敷きとします。雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第15号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第15号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第35号を朗読〉

○野渡委員 下飯田交差点から北西に約170mの調整白地1筆です。10年以上前に駐車場として利用されており、今も砂利が散見される状態で現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第35号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第35号については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第5号議案第9号を朗読〉

○臼居委員 議案の詳細については根本推進委員から説明します。

○根本推進委員 県立横浜南陵高等学校から北に約600mの生産緑地5筆1団地です。露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第9号については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第5号議案第10号を朗読〉

○臼居委員 議案の詳細については根本推進委員から説明します。

○根本推進委員 日野南中学校から北に約160mの生産緑地1筆です。植木及び露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

します。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第10号については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第71号を朗読>

○北村委員 影取第二公園から北に約100mの生産緑地、外9筆2団地です。水稻や苗木などを生産しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第71号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第71号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第72号を朗読>

○青木委員 県立瀬谷西高等学校から西に約650mの生産緑地6筆1団地。芝を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第72号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第72号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第73号を朗読>

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

○遠藤推進委員 松並交差点から南西に約200mの農振白地24筆3団地です。水稻や露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第73号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第73号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第74号を朗読>

○青木委員 議案の詳細については金子推進委員から説明します。

○金子推進委員 南瀬谷小学校から南東に約480mの生産緑地2筆1団地です。栗などの果樹を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第74号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第74号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第75号を朗読>

- 野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
- 遠藤推進委員 上飯田中学校から北西に約300mの農振白地3筆2団地です。露地野菜や栗を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第75号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第6号議案第75号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第76号を朗読>

- 野渡委員 相鉄いずみ野線ゆめが丘駅から北西に約450mの調整白地10筆3団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第76号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第6号議案第76号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第77号を朗読>

- 野渡委員 相鉄いずみ野線ゆめが丘駅から北に約400mの調整白地1筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第77号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第6号議案第77号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第78号を朗読>

- 野渡委員 相鉄いずみ野線ゆめが丘駅から北西に約600mの調整白地5筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第78号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第6号議案第78号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第79号を朗読>

- 横山委員 泉区役所から北に約500mの農振白地ほか合計10筆5団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第79号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

します。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第79号については、承認と決定します。

○議長 次に第7号議案『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案戸13-16を朗読>

○横山委員 いずみ野駅から西に約600mの農振白地ほか合計22筆5団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案戸13-16について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案戸13-16については、承認と決定します。

○議長 次に第8号議案『農地造成工事の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第8号議案第12号を朗読>

○青木委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約400mの農用地2筆です。排水改善のため最大2mの土の入換えをします。工期は令和3年12月27日から令和4年5月31日の予定です。ご審議をお願いします。

○北村委員 ここは畑全体が湿地でしたか。

○青木委員 下の方は通常の赤土より粘土分が多く、また密度も高いため地下浸透がしにくい構造です。そのため、水が染みていかないため、1.5mから2m掘削してサラサラな赤土を入れるのだと思います。

○北村委員 ここも来年は市の計画に入っているのですか。

◆事務局 区域全体が、花博や区画整理事業の対象地で、まだ明確になっていないのですが、早ければ来年度から着手するところもあるようです。いろいろな計画が動いている土地になっています。

○北村委員 先ほど理事会を開きまして、いろいろと検討しているのですが、管内の研修先としてこういった所も見ていく必要があるではないかと考えています。機会を作りまして皆様に提案をしていくので、よろしく願いいたします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第12号については、承認と決定します。

○議長 次に第9号議案『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第9号議案第7号を朗読>

○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

○小宮推進委員 主たる従事者の死亡です。深谷台小学校から北東に約150mの生産

緑地1筆です。主たる従事者は令和2年2月に脳幹癌と診断され、入退院を繰り返していたが、令和2年8月27日に緊急搬送され、加療中に肺炎を併発し、令和3年8月28日に亡くなりました。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案第7号については、承認と決定します。

○議長 次に第10号議案『買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第10号議案を朗読>買い取り希望者がいましたら、令和4年1月4日(火)までに事務局までご連絡をお願いします。買い取り希望者がいない場合には、「希望者なし」として市長あてに回答したいと思います。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案について、買い取り希望者がいましたら、令和4年1月4日(火)までに事務局に連絡することとし、希望者がいない場合には「希望者なし」として市長あてに回答することを承認することに異議なしとする方は挙手を願います。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第10号議案については、承認と決定します。

○議長 次に第11号議案『横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて』を審議します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局 平成30年12月に策定された、横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に見直しを行うこととされています。先月の総会で委員各位に説明しているため、今月の総会で指針の見直しを確定いたします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第11号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第11号議案については、承認と決定します。

○議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

◆事務局 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

◆事務局 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第18回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時20分

- 6 会議に出席した関係者の氏名
別添出欠状況表のとおり
- 7 その他議長において必要と認める事項
なし

議決事件及び審議結果

議案事件			審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	13号	許可	
		14号	許可	
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	10号	許可相当	
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	13号	許可相当	
		14号	許可相当	
		15号	許可相当	
第4号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	34号	承認	
		35号	承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明 について	9号	承認	
		10号	承認	
第6号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	71号	承認	
		72号	承認	
		73号	承認	
		74号	承認	
		75号	承認	
		76号	承認	
		77号	承認	
		78号	承認	
		79号	承認	
第7号議案	相続税の納税猶予に係る特例適用農地 等の利用状況の確認について	戸13-16	承認	
第8号議案	農地造成工事の承認について	12号	承認	
第9号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者に ついての証明について	7号	承認	
第10号議案	買い取らない旨の通知をした生産緑地 地区のあっせんの協力について		承認	
第11号議案	横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の 最適化の推進に関する指針」の見直しに ついて		承認	
			承認	

令和3年12月22日開催 第18回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	欠席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	議事録署名人
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	議事録署名人
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		欠席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、福士技術職員、栗林事務職員、
山本（玲）事務職員、山本（優）事務職員、鈴木事務職員
南部農政事務所 畠山技術職員、佐藤技術職員、澤事務職員